

矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和6年5月31日（金）午前9時30分～午前10時00分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 15名

農業委員 9名			農地利用最適化推進委員 6名		
1 番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2 番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3 番	大山 勝之	出	三谷地区推進委員	浅野 尚宏	欠
4 番	鳥越 一志	出	山田地区推進委員	神田 浩志	出
5 番	藤原 国夫	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
6 番	松田 智仁	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
7 番	谷許 安治	出	小田地区推進委員	土井 博文	出
8 番	坪井 幹子	出			
9 番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第12号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第13号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第14号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第15号 農地法第5条の規定による使用貸借権の設定の許可申請について
- (5) 議案第16号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について
- (6) 議案第17号 農用地利用集積計画書（No. 190）（案）の決定に対する意見について
（農地中間管理権の設定に関するもの）

議 長	それでは、ただ今から令和6年度第3回農業委員会総会を開催します。
議 長	本日は、浅野推進委員が欠席です。農業委員の過半数の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。 本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、5番 藤原委員と、6番 松田委員を指名します。 それでは、議事に入ります。 本日の議事につきましては、議案第12号から議案第17号の6議案です。
議 長	議案第12号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、3件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 以上3件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号15番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番 委 員	贈与による所有権移転で、譲受人と譲渡人は親子関係です。双方が合意しており、問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号15番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号15番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号16番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番 委 員	譲渡人が高齢で、申請地を管理できなくなり、所有権を移転します。申請地は譲受人の自宅の隣の土地であり、譲受人は管理できると思います。特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号16番につきまして、他に意見

各 委 員	はありますか。
議 長	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>1 6</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>1 7</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
3 番委員	譲受人と譲渡人は親子関係です。贈与の所有権移転であり、特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>1 7</u> 番につきまして、他に意見はありますか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>1 7</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>1 3</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、 <u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明)
	事案番号 2 番は、申請農地から 5 0 0 m以内に 2 以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第 3 種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>2</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番委員	申請地は、町のかわまちづくり計画事業の一環で、オートキャンプ場へ転用されます。町有地であり、特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>2</u> 番につきまして、他に意見はありますか。

各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>14</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>6</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 事案番号4番、9番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。事案番号5番から8番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>4</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番委員	現地を確認しました。被害防除計画書のとおり、周辺農地への影響等、特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>4</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>4</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>5</u> 番から <u>8</u> 番につきましては、関連するため、一括審議します。地元農業委員の意見をお願いします。
1 番委員	本件も町のかわまちづくり計画事業の一環で、露天駐車場と防災公園へ転用されます。特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>5</u> 番から <u>8</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。

各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>5</u> 番から <u>8</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>9</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番委員	庭として使っていた農地で、町の空き家バンクの制度を活用して、家とともに売却します。問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>9</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>9</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>15</u> 号 農地法第5条の規定による使用貸借権の設定の許可申請について、 <u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 事案番号 2 番は、都市計画法第8条に規定する「用途地域」に該当しますので、第3種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>2</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
4 番委員	借受人と貸出人が義理の親子関係ということで問題ないと思います。現地確認もしましたが、隣接地に農地は無く、特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>2</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)

議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>16</u> 号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について、 <u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	議案第16号は利用権設定の解約を行うものです。耕作者が死亡し、その相続人がいないため、耕作者と土地所有者の双方による合意解約ができず、農地法第18条第1項の規定による許可申請が土地所有者からありました。 (議案朗読説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>2</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
3 番 委 員	耕作者が死亡したことによる解約です。特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>2</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきましては、岡山県農業会議に諮問すること及び岡山県農業会議から許可を適当とする答申があった場合には許可処分を行うことを議決します。
議 長	議案第 <u>17</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 190) (案) の決定に対する意見について、坪井委員，岸野委員，藤原委員の自己に関する案件が含まれており，「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので，この議案の審議が終了するまで，各委員の退席をお願いします。 (午前9時55分 各委員 退席) では，事務局から説明します。

事 務 局	議案第 17 号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。
	(計画の内容について説明)
議 長	議案第 17 号につきまして、意見等をお願いします。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第 17 号について、「異議なし」と決定します。 (午前 9 時 58 分 各委員 復席)
議 長	次に 4. 各種報告について確認します。
議 長	(1) 利用目的の変更届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
美川地区 推進委員	事案番号 1 番について、確認しました。特に問題ありません。
小田地区 推進委員	事案番号 2 番について、確認しました。特に問題ありません。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもって、本日の農業委員会総会を終了します。